

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

野里小学校昇降機設備修繕

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、令和5年12月に日本オーチス・エレベータ(株)が製造・設置したものである。令和6年5月30日15時頃、3階トイレからの水により昇降設備が浸水、故障した。現在、応急処置により荷物用として復旧しているが、人は乗れない状況であり、学校運営に著しい支障をきたしているため、早急に修繕を行う必要がある。

本修繕には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う修繕の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立喜連小学校 ほか5校分） 買入

2 契約の相手方

山田商事株式会社

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立菅原小学校 ほか7校分） 買入

2 契約の相手方

青谷書店 青谷 和家

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立阪南小学校 ほか4校分） 買入

2 契約の相手方

有限会社カクジツヤ商店

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立三津屋小学校 ほか5校分） 買入

2 契約の相手方

株式会社 教文堂

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立田島南小学校 ほか2校分） 買入

2 契約の相手方

有限会社田上書店

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立鯉江小学校 ほか4校分） 買入

2 契約の相手方

ヤスヤ文具店 摺本 章一

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立巽東小学校 ほか4校分） 買入

2 契約の相手方

有限会社越前文光堂

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立扇町小学校 ほか12校分） 買入

2 契約の相手方

大阪教科書株式会社

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立堀川小学校 ほか4校分） 買入

2 契約の相手方

株式会社カメイ

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立桜宮小学校 ほか5校分） 買入

2 契約の相手方

イノウエジム 井上 敦嗣

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立榎本小学校 ほか7校分） 買入

2 契約の相手方

株式会社かたの書房

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立堀江小学校 ほか3校分） 買入

2 契約の相手方

有限会社福島書店

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)